

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 10 月 2 日

経理責任者  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター  
院長 黒田 豊

## 1 競争に付する事項

- (1) 調達件名 清掃業務委託  
業務委託

※詳細は入札説明書及び仕様書による。

- (2) 契約期間

自 平成 31 年 3 月 1 日 至 平成 34 年 2 月 28 日

- (3) 履行場所

埼玉県さいたま市北区宮原町 851 番地 (地番表示)

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター

経理責任者が指定する場所

- (4) 履行条件

別紙「清掃業務委託 仕様書」のとおり行うこと。

- (5) 入札方法

- ① 入札金額は、仕様書に示す業務について総価で行う。
- ② 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、業務委託に要する一切の諸経費及び業務の引継ぎ期間に必要な一切の費用を含め、契約金額を見積るものとする。
- ③ 入札金額 (3 年分) については、仕様書に記載されたそれぞれの調達件名の金額を記入すること。交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された当該金額に 8 % に相当する金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額 (3 年分) を入札書に記載すること。

## 2 競争に参加する者に必要な資格及び条件

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則 (以下「契約事務細則」という。) 第 5 条及び第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) 一般競争参加資格において「役務の提供等」のうち、「A、B」又は「C」等級に格付され、関東信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去 2 年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、ある

いは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

- (4) 医療関連サービス（院内清掃業務）の認定を受けた者であること。  
日本医療機能評価機構の認定を受けている病院において病床数 200 床以上もしくは同等の病院で過去 3 年から清掃業務を元請けとして 3 病院以上の受託実績があること。  
埼玉県内に事業所もしくは営業所を設置していること。  
日本品質保証機構が定める ISO9001 の認定を受けていること。
- (5) 平成 26 年 4 月 1 日から入札日までの間において、業者指名停止基準による指名停止（保留含む）を受けていないこと。

3 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間

- (1) 交付場所：独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター総務企画課 契約担当
- (2) 交付期間：平成 30 年 10 月 2 日（火）～平成 30 年 10 月 17 日（水）  
9 時 00 分～17 時 00 分迄
- ※来院前は、必ず問合せすること（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く 9 時から 17 時）

4 入札書及びその他必要書類の提出場所及び期限

- (1) 提出場所：独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター 総務企画課 契約係
- (2) 提出期限：①競争参加資格確認申請書他必要書類  
平成 30 年 10 月 18 日（木）17 時 00 分迄

5 開札日時及び場所

- (1) 開札場所：独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター 管理棟 3 階会議室
- (2) 開札日時：平成 30 年 10 月 19 日（金）10 時 00 分

6 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に 2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求

められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) その他

詳細は入札説明書による。